○改善指導の標準プログラムについて（依命通達）

平成１８年５月２３日法務省矯成第３３５０号
矯正局長依命通達　矯正管区長、行刑施設の長宛て

改正　平成２１年３月３０日法務省矯成第１４６６号
平成２２年４月１日法務省矯成第１４９５号
平成２２年９月３０日法務省矯成第６０２８号
平成２３年３月３０日法務省矯成第１７９７号
平成２５年３月２２日法務省矯成第６１０号
平成２７年３月２０日法務省矯成第７５４号
平成２８年５月２４日法務省矯成第１４５８号
平成２９年７月３日法務省矯成第１８０７号
平成３０年３月２７日法務省矯成第９３０号
令和５年７月１０日法務省矯成第１１６８号
令和５年１１月２４日法務省矯成第２０４１号
令和６年３月２６日法務省矯成第４８０号

標記について、受刑者の各種指導に関する訓令（平成１８年法務省矯成訓第３３４８号大臣訓令。以下「訓令」という。）第７条第２項の規定により、下記のとおり定め、訓令の施行の日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

記

１　薬物依存離脱指導の標準プログラム
別紙１に定めるところによること。

２　暴力団離脱指導の標準プログラム
別紙２に定めるところによること。

３　性犯罪再犯防止指導の標準プログラム
別紙３に定めるところによること。

４　被害者の視点を取り入れた教育の標準プログラム
別紙４に定めるところによること。

５　交通安全指導の標準プログラム
別紙５に定めるところによること。

６　就労準備指導の標準プログラム
別紙６に定めるところによること。

別紙１　薬物依存離脱指導の標準プログラム

１　指導の目標

薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させること。

２　対象者

麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存がある者とすること。

３　指導科目

指導科目は以下のとおりとする。

⑴　必修プログラム

対象者の全員に対して実施する科目

⑵　専門プログラム

対象者のうち、薬物への依存や薬物を再使用するおそれの程度、執行すべき刑期、知的能力、断薬への意欲等を総合的に勘案し、薬物依存からの回復に向け、より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対し実施する科目

⑶　選択プログラム

対象者のうち、個々の問題性に応じて必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対し実施する科目

４　指導項目及び内容

⑴　必修プログラム及び専門プログラムにおいては、別表「薬物依存離脱指導カリキュラム」に定められた項目及び内容について指導すること。

⑵　選択プログラムにおいては、必修プログラム又は専門プログラムの内容を補完するものとして、別表「薬物依存離脱指導カリキュラム」を基準として、各施設において定めた項目及び内容について指導すること。

５　指導方法

⑴　必修プログラム

別途指定する教材による課題学習に取り組ませること。

⑵　専門プログラム

グループワークにより実施すること。

⑶　選択プログラム

グループワーク、民間自助団体によるミーティング、講義、視聴覚教材の視聴、課題学習、個別面接等の方法により行うこと。

６　指導を行う者

⑴　職員

⑵　処遇カウンセラー（薬物担当）

認知行動療法等の技法に通じた公認心理師等との協働を図ること。

⑶　民間協力者

ア　薬物依存からの回復を目指す民間自助団体の協力を得るよう努めること。

イ　医師や薬剤師等の医療関係者、警察関係者等、薬物問題に関する専門家等の協力を得るよう努めること。

7　指導時間数、頻度及び期間

⑴　必修プログラム

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

ア　指導時間数

１単元６０分から９０分、２又は３単元を標準とすること。

イ　頻度

各単元ごとに適当な間隔を空けること。

ウ　期間

１か月から３か月を標準とすること。

⑵　専門プログラム

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

ア　指導時間数

１単元６０分から９０分、１２単元を標準とすること。

イ　頻度

各単元ごとに適当な間隔を空けること。

ウ　期間

３か月から６か月を標準とすること。

⑶　選択プログラム

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、指導時間数、頻度及び期間を設定すること。

8　指導に当たって配慮すべき事項

指導に当たっては、専門機関、民間自助団体等に職員を派遣するなどして、職員の指導力の向上に配慮すること。また、社会内においても薬物依存からの回復に向けた取組を対象者が継続できるよう、更生保護官署、専門機関、民間自助団体等との連携を図ること。

別表　薬物依存離脱指導カリキュラム

科目	項目	指導内容	方法
必修プログラム	はじめに	プログラムの概要を説明し、受講意欲を高めさせる。	・課題学習
	薬物使用の影響	薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせる。	・課題学習
	引き金に注意	薬物依存からの回復の段階における特徴的な心身の状況を理解させ、回復に対する見通しを持たせる。薬物使用につながる「外的引き金」、「内的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。	・課題学習
	再使用の予測と防止①	「リラプス」とは、薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまうことであり、再使用防止のためには「リラプス」の兆候に気付き、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。	・課題学習
	再使用の予測と防止②	回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。回復過程においては、ストレスの自覚とそれへの適切な対処が大切であることを理解させ、具体的な対処方法を考えさせるとともに実行を促す。	・課題学習
	活用できる社会資源	社会内で断薬を継続するための支援を行っている専門機関についての情報を提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容について理解させる。	・課題学習
	おわりに	「再使用防止計画書」を作成させ、これまで学習してきた内容を確認しながら、自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象、それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。	・課題学習

専門プログラム	オリエンテーション	プログラムの概要を説明し、目的とルールについて理解させる。薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせ、受講意欲を高めさせる。 依存症とは何かを理解させる。	・グループワーク
	薬物使用の流れ	薬物依存がどのように形成されるのかを理解させ、入所前の自分の状態を振り返らせる。「引き金」とは何かを理解させ、薬物使用に至る流れに関する知識を身に付けさせる。	・グループワーク
	外的引き金	薬物使用につながる「外的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。	・グループワーク
	内的引き金	自分の薬物使用につながる「内的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンや流れについての理解を深めさせる。	・グループワーク
	回復段階	薬物依存からの回復の段階における特徴的な心身の状況を理解させ、回復に対する見通しを持たせる。	・グループワーク
	リラプスの予測と防止	「リラプス」とは、薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまうことであり、再使用防止のためには「リラプス」の兆候に気付き、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。	・グループワーク
	いかりの綱	再使用には前兆があることを気付かせ、再使用に至らないための方法を具体的に考えさせる。所内生活において、それらの対処方法を実践するよう促す。	・グループワーク
	退屈	回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。	・グループワーク
	社会内のサポートー自助グループとは	社会内で断薬を継続するための支援を行っている専門機関についての情報を提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容について理解させる。	・グループワーク
	仕事と回復	仕事が回復にどのような影響を及ぼすかを理解させ、両者のバランスを取ることの大切さを認識させる。	・グループワーク

	再使用防止計画書	「再使用防止計画書」の発表を通じて、これまで学習してきた内容を確認しながら、自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象、それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。また、他の受講者からのフィードバックや発表を聞くことで、それまでの自分になかった新たな気付きを得る機会を提供する。	・グループワーク
	まとめ	回復過程に必要なことは、意志の強さではなく、賢い対処であることを理解させるとともに、これまでのセッションで学んできた効果的な対処方法が身に付いてきているかを受講者本人に確認させる。	・グループワーク
選択プログラム	項目及び指導内容については、上記専門プログラムから項目を選択し、各項目の指導内容に準じた内容とする。		・講義 ・グループワーク ・視聴覚教材の視聴 ・ＳＳＴ ・民間自助団体等によるミーティング等

別紙２　暴力団離脱指導の標準プログラム

１　指導の目標

暴力団離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図ること。

２　対象者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員である者とすること。

３　指導項目

おおむね、以下の項目について指導すること。

⑴　加入動機と自己の問題点

⑵　金銭感覚の是正

⑶　周囲（家族、社会等）に与えた影響

⑷　暴力団の現状と反社会性

⑸　暴力団を取り巻く環境

⑹　自己の問題点の改善

⑺　離脱の具体的な方法

⑻　釈放後の就職

⑼　離脱の決意と生活設計

４　指導方法

⑴　集団指導を原則とするが、集団に編入することが困難な対象者については、個別指導を中心に実施しても差し支えないこと。

⑵　講義、グループワーク、個別面接、課題作文、視聴覚教材の視聴等を適宜組み合わせて実施すること。

⑶　対象者を以下のように更に分けて、その事情に応じて実施することを検討すること。

ア　離脱意志が固く、直ちに実質的な離脱の手続を開始しようとしている者

イ　離脱意志はあるが、具体的な手続にはちゅうちょしている者

ウ　離脱の意志がない者

５　指導を行う者

⑴　職員

⑵　関係機関等

警察関係者、職業安定所職員、都道府県暴力追放運動推進センター等の協力を得ること。

６　指導時間数、頻度及び期間

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

⑴　指導時間数

１単元５０分、９単元を標準とすること。

⑵　頻度

各単元ごとに適当な間隔を空けること。

⑶　期間

２か月から４か月を標準とすること。

７　指導に当たって配慮すべき事項

⑴　具体的な指導内容及び方法については、別表「暴力団離脱指導カリキュラム」を基準とすること。

⑵　集団の編成に当たっては、対象者同士の反目関係等、指導を妨げる要因に留意すること。

⑶　本指導を受講した受刑者がその所属する暴力団から離脱する意志を表明した場合には、平成６年８月２６日法務省矯保第２１９８号矯正局長通達「暴力団関係被収容者の暴力団からの離脱等に関する警察機関との協力について」に基づいて警察機関の協力を求めるなど、できる限りこれを援護すること。

別表　暴力団離脱指導カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。 （カリキュラムの説明、動機付け）	・講義
加入動機と自己の問題点	加入の動機を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	・グループワーク ・課題作文 ・面接
金銭感覚の是正	暴力団に加入したことにより、金銭感覚がそれまでの生活と一転し、考え方も変化したことについて考えさせる。	・課題作文 ・面接
周囲（家族、社会等）に与えた影響	家族を始めとする周囲の人々に及ぼした影響について考えさせる。	・グループワーク ・課題作文 ・面接 ・役割交換書簡法
暴力団の現状と反社会性	暴力団の現状及びその反社会的性質について認識させ、暴力団に加入したことが誤りであったことに気付かせる。	・講義（警察関係者等） ・視聴覚教材の視聴
暴力団を取り巻く環境	いわゆる暴対法等の講義を実施し、暴力団に加入していることによって、これからも犯罪に関わってしまう可能性が高いことに気付かせる。	・講義 ・視聴覚教材の視聴
自己の問題点の改善	自己の問題点を改善するための、具体的な方法について考えさせる。	・グループワーク ・課題作文 ・面接
離脱の具体的な方法	離脱のための具体的な手続及び方法について理解させた上で、自分自身の対応について考えさせる。	・講義（警察関係者等） ・グループワーク ・面接
釈放後の就職	求職状況及び求人状況の現状を認識させた上で、健全な職業観を身に付けさせ、出所後の就職への心構えをさせる。	・講義（公共職業安定所職員等） ・課題作文
離脱の決意と生活設計	離脱の決意を固めさせ、出所後の具体的な生活設計を立てさせる。	・講義 ・グループワーク ・面接 ・課題作文

別紙３　性犯罪再犯防止指導の標準プログラム

１　指導の目標

不同意わいせつ、不同意性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪（以下「性犯罪」という。）につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させることを目標とすること。

２　対象者

⑴　対象者の要件

性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者とすること。

⑵　対象者の選定方法

ア　指導の対象者は、スクリーニング及び性犯罪者調査の結果に基づき選定すること。

イ　スクリーニングは、全ての受刑者に対し、確定施設において刑執行開始時に行うものとし、調査項目は、犯罪の内容、常習性の有無及び性犯罪につながる問題性の有無等とすること。ただし、受刑者の処遇調査等に関する訓令（平成１８年法務省矯成訓第３３０８号大臣訓令）第８条第１項の規定により調査センターにおいて刑執行開始時調査を行う受刑者については、調査センターにおいて行うこと。

ウ　性犯罪者調査は、スクリーニングの結果精密な調査が必要と認められる者に対し、調査センターにおいて又は調査センターから専門的知識及び技術を有する職員の派遣を受けて行うものとし、調査項目は、再犯のリスク及び性犯罪につながる問題性の程度並びに受講を困難又は不適当とする事情の有無とすること。

３　指導密度等

⑴　指導密度

指導密度は次のように区分し、対象者ごとに、その再犯のリスク及び性犯罪につながる問題性の程度に応じて指定すること。

ア　高密度　リスク及び問題性が大きい者

イ　中密度　リスク及び問題性が比較的限定的な者

ウ　低密度　リスク及び問題性が比較的小さい者

⑵　指導科目

指導密度ごとの指導科目は、次のとおりとすること。

ア　高密度　全科目を受講させる。

イ　中密度　必修科目及びその者の問題性に応じて必要な科目を受講させる。

ウ　低密度　必修科目のみを受講させる。

科　目		高密度	中密度	低密度
オリエンテーション		必　修	必　修	必　修
準備プログラム		必　修	必　修	－
本	第１科　自己統制	必　修	必　修	必　修 （凝縮版）
	第２科　認知のくせと新たな認知	必　修	選　択	－
	第３科　他者と社会との関わり	必　修	選　択	－

科	第４科　感情統制	必　修	選　択	－
	第５科　被害者等理解	必　修	選　択	－
メンテナンス		必　修	必　修	必　修

⑶　調整プログラム

ア　⑴の規定にかかわらず、知的能力に制約がある者については、その者のために特別に指導内容等を調整したプログラム（以下「調整プログラム」という。）の対象者に指定することができること。

イ　調整プログラムの対象者に対しては、全ての科目を必修として受講させるほか、必要に応じて、ＳＳＴ（ソーシャル・スキルズ・トレーニング）、金銭管理等の補助科目を受講させること。

⑷　集中プログラム

⑴の規定により指導密度を指定されたものの、それに対応する指導期間を確保できない者については、比較的短期の間に⑵の各科目の内容を効率的・効果的に理解させることができるよう中心的指導内容を集中させたプログラム（以下「集中プログラム」という。）の対象者に指定することができること。

４　指導方法

⑴　グループワーク及び個別に取り組む課題を中心とし、必要に応じ、指導からの離脱を抑止し、グループワークを安定して継続できるようにするためのカウンセリングその他の個別対応を組み合わせて行うこと。

⑵　グループワークは、おおむね８名程度の対象者及び各回２名程度の指導者によって構成するグループで行い、原則として、各科目の構成員は固定とすること。ただし、メンテナンスでは、個別指導を原則とし、グループ指導を実施する場合には、８名以内の対象者及び各回２名程度の指導者によって構成するグループで行うこと。

⑶　指導に当たっては、性犯罪者調査の結果に基づき、対象者ごとに、指導密度並びに指導の内容及び方法を定めた指導計画を作成すること。

⑷　指導の実施時期は、おおむね次に掲げる基準によること。ただし、指導に対する動機付けが低いこと、他に優先して実施すべき矯正処遇があることその他の事情により相当と認めるときは、指導を延期し、その事情が解消された後、適切な時期を検討して実施すること。

ア　オリエンテーション

性犯罪者調査の終了後、速やかに実施すること。

イ　準備プログラム

本科の直前に実施すること。

ウ　本科

(ｱ) 執行すべき刑期が３年未満の場合　可能な限り早期に実施すること。

(ｲ) 執行すべき刑期が３年以上８年未満の場合　執行すべき刑期のおおむね２分の１を経過するころに指導を終了することを目安に実施すること。

(ｳ) 執行すべき刑期が８年以上の場合　刑の執行開始後４年経過時に指導を終了することを目安に実施すること。

エ　メンテナンス

釈放に近接する時期に実施すること。具体的な時期は、指導の受講状況、刑事施設における生活状況、本科受講後に経過した期間等を総合的に検討し、個別に設定すること。ただし、本科終了後釈放までの期間が短いことその他の理由によりメンテナンスを実施することが困難である場合は、メンテナンスを省略することができること。

5　指導を行う者

⑴　職員

⑵　処遇カウンセラー（性犯担当）

認知行動療法等の技法に通じた公認心理師等との協働を図ること。

6　指導時間数、頻度及び期間

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

⑴　指導時間数

ア　単位時間

準備プログラムについては、１単元６０分、それ以外については１単元１００分を標準とすること。ただし、グループの構成員の能力等に照らし相当と認めるときは、おおむね９０分から１１０分までの範囲で短縮し、又は延長して差し支えないこと。

イ　単元数

科目ごとの単元数の標準は、次のとおりとすること。ただし、調整プログラムについては、下記(ウ) から(キ)までに掲げる科目を区別せずに、第１部「昔の私」（過去の自分及び性加害を振り返る部をいう。）及び第２部「新しい私」（再犯防止のための対処方法を学ぶ部をいう。）の２部構成に編成し、本科については全体で７５単元から９５単元までの範囲内において実施することを標準とし、集中プログラムについては、３０単元を標準とすること。

(ｱ) オリエンテーション　１から２単元

(ｲ) 準備プログラム　４単元

(ｳ) 第１科　自己統制　３０単元（凝縮版は１７単元）

(ｴ) 第２科　認知のくせと新たな認知　１３単元

(ｵ) 第３科　他者と社会との関わり　８単元

(ｶ) 第４科　感情統制　７単元

(ｷ) 第５科　被害者等理解　７単元

(ｸ) メンテナンス　３単元以上

⑵　頻度

週１回１単元又は週２回２単元（準備プログラムについては、週２回２単元）を標準とすること。

⑶　本科等指導期間

指導密度ごとの標準期間は、次のとおりとすること。ただし、調整プログラムについては、おおむね１１か月（準備プログラムを含む。）を標準とし、集中プログラムについては、おおむね４か月を標準とすること。

ア　高密度　おおむね９か月（準備プログラムを含む。）

イ　中密度　おおむね７か月（準備プログラムを含む。）

ウ　低密度　おおむね４か月

7　指導に当たって配慮すべき事項

⑴　具体的な指導内容及び方法については、別表「性犯罪再犯防止指導カリキュラム」を基準とすること。

⑵　この標準プログラムに基づく指導を終了したときは、処遇調査を行い、指導の受講により変化した点等の把握に努め、その結果を処遇要領に反映させること。

⑶　上記⑵のほか、必要に応じ、指導の実施前及び実施中にも処遇調査を行い、性犯罪につながる問題性の程度、指導を困難又は不適当とする事情の有無等について再検討を加えること。

⑷　記４の⑷ただし書に基づき、指導に対する動機付けが低いことにより指導の実施を延期している者に対しては、継続的に働き掛けを行い、動機付けを高めるよう配慮すること。

別表　性犯罪再犯防止指導カリキュラム

科　目		指導内容	方　法
オリエンテーション		指導の構造及び実施目的について理解させる。 性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し、自己規制するよう方向付ける。 受講に関する質疑応答を実施し、対象者の不安の軽減を図る。	・講義
準備プログラム		受講の心構えを養い、参加の動機付けを高めさせる。	・グループワーク
本科	第１科 自己統制	事件につながった要因について幅広く検討し、特定させる。 事件につながった要因が再発することを防ぐための再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）を作成させる。 今後達成したい目標、自分の強み等を踏まえ、効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。	・グループワーク ・個別課題
	第２科　認知のくせと新たな認知	認知が感情、行動及び身体に与える影響について理解させる。 再犯につながりやすい認知に代わり、新たな思考スタイルを身に付けさせ、再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）に組み込ませる。	・グループワーク ・個別課題
	第３科　他者と社会との関わり	認知が人間関係に与える影響について理解させ、適切な自己主張の方法を身に付けさせる。 出所後の人間関係について検討し、再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）に組み込ませる。	・グループワーク ・個別課題
	第４科　感情統制	感情が認知、行動、身体及び他者との関係に与える影響について、理解させる。 感情統制の機制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。	・グループワーク ・個別課題
	第５科　被害者等理解	様々な視点から事件を振り返らせ、被害の影響を学ばせる。 行動選択の責任について考えさせる。	・グループワーク ・個別課題

メンテナンス	知識やスキルを復習させ、再犯しない生活を続ける決意を再確認させる。 作成した再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）の見直しをさせる。 社会内処遇への円滑な導入を図る。	・個別指導 ・グループワーク

別紙４　被害者の視点を取り入れた教育の標準プログラム

１　指導の目標

⑴　導入プログラム

受刑に対する気持ちを整理させ、犯した罪やその影響に向き合う心構えを作ること。

⑵　準備プログラム

自己の問題に目を向けさせ、被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに法第８４条の２第３項の規定により聴取した心情等に向き合わせるなどして、自らのしょく罪の在り方を模索させること。

⑶　本科プログラム

自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに法第８４条の２第３項の規定により聴取した心情等を認識させ、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせること。

⑷　継続プログラム

再び罪を犯さない具体的な方法を考えさせるとともに、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせること。

２　対象者

被害者の命を奪い、又はその心身に重大な被害をもたらすなどの罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償について特に考えさせる必要がある者とすること。

３　指導項目

おおむね、以下の項目について指導すること。

⑴　導入プログラム

ア　事件の振り返り

イ　被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況の理解と今後の受刑生活の在り方

⑵　準備プログラム

本科プログラムの実施に向け、導入プログラム及び本科プログラムの各項目のうち対象者に指導する必要性が高いと認められるものについて、当該項目に準じて行う。

⑶　本科プログラム

ア　命の尊さの認識

イ　被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに法第８４条の２第３項の規定により聴取した心情等の理解

ウ　罪の重さの認識

エ　謝罪及び被害弁償についての責任の自覚

オ　具体的な謝罪及び被害弁償の方法

カ　再び罪を犯さない決意

⑷　継続プログラム

謝罪及び被害弁償についての責任の自覚を深め、その方法を具体化するため、導入プログラム及び本科プログラムの各項目のうち対象者に指導する必要性が高いと認められるものについて、当該項目に準じて行う。

4　指導方法

⑴　ゲストスピーカーによる講話、講義、視聴覚教材の視聴、グループワーク、役割交換書簡法、課題作文、個別面接等を適宜組み合わせること。

⑵　以下の内容については、特に重点的に実施すること。

ア　ゲストスピーカーを招へいして、犯罪被害者又はその遺族等の生の声を聞かせること。

イ　視聴覚教材や手記等を活用して、被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況を認識させること。

5　指導を行う者

⑴　職員

⑵　民間協力者

犯罪被害者及びその遺族等、犯罪被害者支援団体のメンバー、犯罪被害者問題に関する研究者、警察、法曹関係者等の協力を積極的に得るよう努めること。

6　指導時間数、頻度及び期間

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

⑴　導入プログラム

ア　指導時間数

１単元６０分から９０分、３単元を標準とすること。

イ　頻度

単元ごとに適当な間隔を空けること。

ウ　期間等

１か月から３か月を標準とし、刑執行開始時の指導終了後、おおむね１年以内に実施すること。

⑵　準備プログラム

ア　指導時間数及び頻度

対象者ごとに少なくとも年１回以上実施することとし、各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の刑期、資質及び指導の効果等を考慮して設定すること。

イ　期間

⑴の導入プログラム終了後から⑶の本科プログラム開始までの間とすること。

⑶　本科プログラム

ア　指導時間数

１単元５０分、１２単元を標準とすること。

イ　頻度

単元ごとに適当な間隔を空けること。

ウ　期間

３か月から６か月を標準とすること。

⑷　継続プログラム

ア　指導時間数及び頻度

対象者ごとに少なくとも年１回以上、釈放前おおむね 1 年間については２回以上実施することを標準とし、各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の刑期、資質及び指導の効果等を考慮して設定すること。

イ　期間

⑶の本科プログラム終了後から釈放までの間とすること。

7　指導に当たって配慮すべき事項

⑴　被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに法第８４条の２第３項の規定により聴取した心情等を考えさせ、理解させるためには、その前提として、受刑者自身の過去の被害体験等、個々の受刑者の事情への対応も必要であることに留意すること。

⑵　具体的な指導内容及び方法については、別表「被害者の視点を取り入れた教育カリキュラム」を基準とすること。

⑶　実施に当たっては、受刑者並びに被害者及びその遺族等双方のプライバシー保護に十分留意すること。

⑷　被害者等の申出により聴取したものを含め、個々の被害者等の心情等では、個別面接において考慮の上指導すること。

なお、情報の取扱いについては、万が一にも漏えいすることのないよう、万全を期すこと。

別表　被害者の視点を取り入れた教育カリキュラム

科目	項目	指導内容	方法
導入プログラム	オリエンテーション	受講の目的と意義について理解させる。 事件に対する現在の心境、被害者等に対する正直な気持ち等を振り返らせる。	・講義 ・グループワーク ・個別面接
	事件の振り返り	自分の事件を振り返り、事件に至った自己の問題点について考えさせる。	・講義 ・グループワーク ・個別面接 ・課題作文
	被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況の理解と今後の受刑生活の在り方	被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況について、事例を基に学ばせる。 被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償の状況について整理させる。 受刑期間を通じて事件や被害者及びその遺族等に向き合う動機付けを高めさせる。	・講義 ・視聴覚教材の視聴 ・グループワーク ・個別面接
準備プログラム	本科プログラムの実施に向け、導入プログラム及び本科プログラムの各項目のうち対象者に指導する必要性が高いと認められるものについて、当該項目に準じて行う。		
本科プ	オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。 （カリキュラムの説明、動機付け）	・講義
	命の尊さの認識	命の尊さや生死の意味について、具体的に考えさせる。	・講話（ゲストスピーカー等） ・グループワーク ・課題読書指導

ロ グ ラ ム			（被害者の手記等）
	被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに法第８４条の２第３項の規定により聴取した心情等の理解	被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに法第８４条の２第３項の規定により聴取した心情等について、様々な観点から多角的に理解させる。 ①精神的側面 ②身体的側面 ③生活全般 ④個々の被害者等の心情等	・講話（ゲストスピーカー等） ・講義 ・視聴覚教材の視聴 ・グループワーク ・役割交換書簡法 ・個別面接 ・課題読書指導（被害者の手記等）
	罪の重さの認識	犯罪行為を振り返らせ、客観的に自分が犯した罪の重さ、大きさを認識させる。	・グループワーク ・役割交換書簡法 ・課題作文
	謝罪及び被害弁償についての責任の自覚	被害者及びその遺族等に対して、謝罪や被害弁償の責任があることについて自覚させる。	・講話（ゲストスピーカー等） ・グループワーク ・役割交換書簡法
	具体的な謝罪及び被害弁償の方法	具体的な謝罪及び被害弁償の方法について自分の事件に沿って考えさせる。	・グループワーク ・役割交換書簡法 ・課題作文
	再び罪を犯さない決意	再び罪を犯さないための具体的方策を考えさせる。	・講義 ・視聴覚教材の視聴 ・グループワーク

継続プログラム	謝罪及び被害弁償についての責任の自覚を深め、その方法を具体化するため、導入プログラム及び本科プログラムの各項目のうち対象者に指導する必要性が高いと認められるものについて、当該項目に準じて行う。

別紙５　交通安全指導の標準プログラム

１　指導の目標

交通違反や事故の原因等について考えさせることを通じて、遵法精神、責任観念、人命尊重の精神等を涵(かん)養すること。

２　対象者

被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者や重大な交通違反を反復した者とすること。

３　指導項目

おおむね、以下の項目について指導すること。

⑴　運転者の責任と義務

⑵　一般犯罪と交通犯罪

⑶　酒と生活

⑷　今回の事犯のもたらした代償

⑸　罪の重さの認識

⑹　被害者及びその遺族等への対応

⑺　出所後の生活

４　指導方法

⑴　講義、グループワーク、ＳＳＴ、ゲストスピーカーによる講話等を適宜組み合わせて実施すること。

⑵　集団の編成に当たっては、事犯内容に応じた編成とするよう配慮すること。

５　指導を行う者

⑴　職員

⑵　民間協力者

被害者団体、民間自助団体等の関係者、警察関係者等の協力を得るよう努めること。

６　指導時間数、頻度及び期間

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

⑴　指導時間数

１単元５０分、１０単元を標準とすること。

⑵　頻度

単元ごとに適当な間隔を空けること。

⑶　期間

３か月から６か月を標準とすること。

７　指導に当たって配慮すべき事項

具体的な指導内容及び方法については、別表「交通安全指導カリキュラム」を基準とすること。

８　その他

上記２の対象者のうち、アルコール依存症が認められる者又はその疑いがある者については、アルコール依存症から回復するための指導（アルコール依存回復プログラム）を併せて受講させることができること。

別表　交通安全指導カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。 （カリキュラムの説明、動機付け）	・講義
運転者の責任と義務	刑事上、民事上及び行政上並びに道義上の責任や免許制度、保険制度についての知識を付与するとともに、人命尊重、遵法精神、自己管理能力の大切さについて考えさせる。	・講義 ・グループワーク
一般犯罪と交通犯罪	交通事犯者の特性について理解を深めさせるとともに、再犯を防止するための方策等について考えさせる。	・講義 ・グループワーク
酒と生活	飲酒が身体、行動等に及ぼす影響について理解を深めさせるとともに、飲酒運転の危険性と防止策について考えさせる。	・講義 ・グループワーク ・視聴覚教材の視聴
今回の事犯のもたらした代償（その１）	交通事故のもたらす代償の大きさや、自己の行動が、家族や職場などに与えた影響について洞察させ、今後の行動について考えさせる。	・講義 ・グループワーク ・視聴覚教材の視聴
今回の事犯のもたらした代償（その２）	自分の行動が被害者及びその遺族等に与えた物質的及び精神的被害について考えさせるとともに、被害者及びその遺族等の置かれている厳しい現状について理解させる。	・グループワーク ・視聴覚教材の視聴 ・講話（ゲストスピーカー等）
罪の重さの認識	本件について振り返らせるとともに、運転歴、違反歴を踏まえて運転技術、知識、態度、マナーなどについて考えさせる。	・グループワーク ・課題作文
被害者及びその遺族等への対応	被害者及びその遺族等に対して、謝罪や弁償の責任があることについて自覚させ、それらを実施するための具体的な方法について考えさせる。	・グループワーク ・視聴覚教材の視聴 ・ＳＳＴ

出所後の生活	出所後の具体的な生活設計と再犯を起こさないための方策について考えさせる。	・ＳＳＴ ・グループワーク

別紙６　就労準備指導の標準プログラム

１　指導の目標

社会復帰後の就労を目的として、就労意欲を喚起するとともに、職場の人間関係に適応するのに必要な心構え及び行動様式を身に付けさせること。

２　対象者

次に掲げる要件の全てに該当する受刑者とすること。

⑴　稼働能力を有する者

⑵　円滑な社会復帰のために就労することが必要である者

⑶　本指導を受講することにより、就労意欲の喚起が期待できる者

⑷　就労に関する知識及び経験の不足等により、勤労習慣が身に付いていない者

⑸　具体的な就労予定及びその見込みがない者。なお、本人から就労予定又はその見込みがある旨の申告があるものの、本人がその企業名、労働条件等を認識していない、更生保護官署からの情報においてその具体的な内容が確認できないなど、上記申告の信ぴょう性が疑われる場合は、具体的な就労予定及びその見込みがない者とみなすこと。

⑹　釈放の見込日までの期間がおおむね６月以上の者

３　指導項目

おおむね、以下の項目について指導すること。

⑴　出所後の暮らしと就労

⑵　就労の目的

⑶　自己理解

⑷　様々な働き方

⑸　仕事で必要とされる心構え等

４　指導方法

グループワーク、講義、視聴覚教材の視聴、ゲストスピーカーによる講話等を適宜組み合わせて実施すること。

５　指導を行う者

⑴　職員

⑵　関係機関等

公共職業安定所職員、刑務所出所者の雇用経験を有する事業主等の協力を得ること。

６　指導時間数、頻度及び期間

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

⑴　指導時間数

１単元６０分から９０分、１０単元を標準とすること。

⑵　頻度

単元ごとに適当な間隔を空けること。

⑶　期間

３か月から６か月を標準とすること。

７　指導に当たって配慮すべき事項

具体的な指導内容及び方法については、別表「就労準備指導カリキュラム」を基準とすること。

別表　就労準備指導カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させ、受講に対する動機付けを行う。	・講義
出所後の暮らしと就労	出所後の暮らしを想起させ、在所中に考えるべきこと、決めるべきこと等について考えさせる。	・講義 ・グループワーク
就労の目的	これまでの就労生活を振り返らせ、就労の目的について考えさせるとともに、就労の重要性について理解させる。	・講話（ゲストスピーカー等） ・グループワーク ・視聴覚教材の視聴
自己理解	自己の長所及び短所を理解させるとともに、働き方を選択する上で大切にしたいものについて考えさせる。	・講義 ・グループワーク
様々な働き方	様々な働き方の利点及び欠点を理解させ、自己にとって適当な働き方について考えさせる。	・講話（ゲストスピーカー等） ・グループワーク ・視聴覚教材の視聴
仕事で必要とされる心構え等	出所者の事例、事業主の講話等を通して、出所後働くことについて具体的に考えさせるとともに、職場における人間関係に適応するのに必要となる心構え及び行動様式を身に付けさせる。	・講話（ゲストスピーカー等） ・グループワーク ・視聴覚教材の視聴